

あすなる園ショートステイサービス運営規程
(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 松園福祉会が設置経営するあすなる園ショートステイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）は介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対して適切な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あすなる園ショートステイサービス
- 二 所在地 倉敷市玉島勇崎 1044 番地

第4条 事業所に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の統括
医 師	1 名 (嘱託)	利用者の健康管理及び保健衛生指導、診察
生活相談員	3 名以上	利用者の生活管理、相談、生活プログラムの作成
介護支援専門員		利用者のケアプラン作成管理
介護職員	40 名以上	利用者の生活全般のお世話・介護
看護職員	4 名以上	利用者の健康管理・看護
機能訓練指導員	1 名	機能訓練の指導・助言、リハビリ計画作成
管理栄養士	1 名以上	栄養管理、献立作成、栄養計算、嗜好調査の実施、調理指導
事務職員	3 名	利用料請求、庶務、経理

※ 職員の員数については母体施設（特別養護老人ホーム）の職員との合計数。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休（ただし、日祝祭日及び 12/31～1/3 は緊急等事情に応じて送迎）
- 二 営業時間 利用時間は 24 時間（ただし、送迎は原則 8：30～17：30）

(利用者等の定員)

第6条 利用者等の定員は次のとおりとする。

- 一 事業所の利用定員は、専用居室（20 床）及び特養空床利用（最高 10 床）の合計の人数（計 30 床）を 1 日最大利用定員とする。
- 二 利用者等の定員は、対応する職員数が介護保険法に定める員数に満たない時は、それを減すること

がある。

三 上記の時は関係機関へ届出をするものとする。

(主なサービス)

第7条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- 二 日常生活上のお世話
- 三 機能訓練
- 四 送迎
- 五 栄養管理
- 六 口腔衛生の管理

(施設の利用料)

第8条 利用料等は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領サービスとして指定短期入所生活介護を実施した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのうち各利用者の負担割合に応じた支払を受ける。
 - 二 居室料 介護保険告示上の個室については従来型個室、その他の部屋については多床室の基準費用額
 - 三 食費 朝食 390円 昼食 535円 夕食 520円
 - 四 理美容代 実費
 - 五 通常の送迎実施地域外の地域に居住する利用者を送迎した場合においては実費分を別途徴収する。
 - 六 その他、クラブ活動の参加に係る費用や日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- ※ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎実施地域)

第9条 通常の送迎実施地域は、倉敷市（玉島地区）および浅口市金光町とする。

※ 通常の実施地域を越えての送迎が必要な場合は、実費分を別紙に定める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定短期入所生活介護等の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 利用者は契約書の内容を遵守するよう努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員等は、指定短期入所生活介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の点検。

- 二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 三 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(指定短期入所生活介護等の利用計画)

第13条 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たり、利用者及び家族等に対して指定短期入所生活介護等のサービス利用契約書の内容に関する説明を行ったうえで、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合あっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び指定短期入所生活介護従事者等の健康管理等)

第14条 事業所は、指定短期入所生活介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分配慮するものとする。

- 一 事業所は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務に就くものは年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持)

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 一 事業者は、指定短期入所生活介護等の従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、指定短期入所生活介護等の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、指定短期入所生活介護等の従事者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第16条 事業所は、居宅サービス計画書が立てられている場合はその契約に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの指定短期入所生活介護個別援助計画及び指定介護予防短期入所生活介護予防支援計画（以下「個別援助計画」という。）を作成し、利用者、家族に説明する。

- 一 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 指定短期入所生活介護等従事者は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護等について、介護保険法第41条第6項または介護保険法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する。行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 事業所は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- 四 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(虐待防止)

第21条 事業者及びサービス従事者は、虐待の発生又はその発生を予防するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための指針を整備する。
- 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する
- 五 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする

(損害賠償)

第22条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、指定短期入所生活介護従事者等の資質向上を図るための研修の機会を随時設けるものとし業務体制を整備する。

- 一 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 二 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成13年6月17日より施行する。

平成17年10月1日より施行する。

平成20年8月1日より施行する。
平成27年10月1日より施行する。
平成29年4月1日より施行する。
令和元年10月1日より施行する。
令和3年8月1日より施行する。
令和6年3月31日より施行する。